# 海外における船用機器等の検査に関する調査研究事業 (7~9 年度)(抄) (7年度事業)

## 1.事業の概要

規制緩和等により最近、外国から我が国へ船用機器等の流入の機運が増加している。 一方、社会的な要望により規制緩和の流れ等を受けて、我が国の船用機器等に係わる 検査制度の見直し検討が進められている。

今後の見直し改正により検査制度及び運用に大きな変更があった場合、当会の関係 事業場の存続に係る大きな影響を与えることが予測される。諸外国の検査、型式制度 等に関する情報を収集し、これらを調査研究し、今後の対応に備える必要があり、これらにつき継続的(3ヶ年計画)に調査を行う。

初年度(平成7年度)は、フィンランド、スウェーデン、オランダ、ドイツ及びフランスの各国における船用機器等の検査、型式制度、CEマーキング等を調査し、我が国の船用機器等の検査並びに品質管理等に派生する諸問題を摘出し、会員企業の将来の品質管理向上、経営基盤の安定、強化を計るに必要な対応資料の提供を行う。

## 2.調査対象地域及び事業場

本年度は、当会会員並びに関係団体等が関心の高かったフィンランド、スウェーデン、 オランダ、ドイツ及びフランスの政府機関、試験(検査)機関並びに製造事業場等で ある次の事業場、政府機関等を調査対象とした。

国 名	社 名 及 び 所 在 地 等	備考
フィンランド	Kvaerner Masa-Yards Inc.(クバーナ・マサヤード)	大型造船所
	He1sinki Newship Yard	
	Munkisaarenkatu 1	
	P.O.Box132	
	FlN-00151 He1sinki,Fin1and	
	Tel:+358-0-19442243	
	Fax:+358-0-170 132	
スウェーデン	National Maritime Administration, Norrkoping	政府機関
	Maritime Safety Inspection	
	S1attsgatan 60178 Norrkoping Sweden	
	Te1: 46-11-197287	
	Fax: 46-11-239934	
オ ラ ン ダ	Te1efication B.V The Netherlands	試験(検査)機関
	P.0.Box60004	

				6800 JA Arnhem		
				Te1: 31-38-780 780		
				Fax: 31-85-780-789		
F			ッ	MTU: Motoren-und Turbinen-Union		エンジンメーカ
	1	ı	9			エフシンメーカ
				Friedrichshafen GmbH		_
				88040 Friedrich shafen/Germany		
				Te1: 49-7541-90-8409		
				Fax:49-7541-90-8108		
				専門見本市		主な出展品
				INTERBOOT国際ウォータースポーツ見本市		モーターボー
				Friedrichshafen		ト、ヨット、サ
				Priedrichshalen		ーフィン用品、
						ウォータースポ
						ーツ用品、ダイ
						ビング用品、ポ
						·
_		ン		HETPO DADIC		ートアクセサリ
フ	フ	)	<b>A</b>	, ,		
				Le Centre Japanis Du Cmmerce		
				Exterieor		
				2 P1ace Du Palais Roya1 75044 Paris		
				Cedex 01, France		
				   フランス政府国土整備・施設・運輸省(海事部門)		
				Direction des Ports et de Ia Navigation		
				Maritimes (D.P.N.M)		
				Ministere de 1' Amenagement du Territoire,		
				De 1' Epuipement et des Transports		
				3,P1ace de Fontenoy 75700 Paris		
				Te1: 44-49-80-00		
				フランス標準協会		
				AFNOR: Associaton Française d	de	
				Normalisationsation		
				Tour Europe-Cedex 7		
				Te1: 33(1)42915927		

Fax: 33(1)42915656

#### 3.調査内容等

7年度は、フィンランド、スウェーデン、オランダ、ドイツ及びフランスの政府機関、試験(検査)機関並びに製造事業場等について、船用品に関する検査、型式並びに CE マーキング等の法律、基準の制定状況、制度、検査の実施状況等の実態を調査し、また政府関係者、事業者等と意見交換を行い今後の品質管理の向上のための基礎資料を収集した。

#### 主たる調査事項

- a 政府機関の検査に関する組織
- b 船用品機器等の検査に関する法体系等
- c 検査の実施状況
- d EC 指令に関する導入・実施状況(CE マーキング等)
- e EC 指令(レジャーボート)に関する規格の整備状況
- f IS09000 シリーズの導入、実施状況

### 調査期間

機関: 平成7年9月10日~平成7年9月23日

訪問日	政府機関・試験機関・事業場名	訪問調査員
9月11日	Kvaerner Masa-Yards Inc.	調査員他1名
	He1sinki Newship Yard	
9月13日	National Maritime Administration, Norrkopi mg	調査員他1名
	Maritime Safety Inspection	
9月15日	Te1efication B.V The Netherlands	調査員他1名
9月18日	MUT: Motoren-und Turbinen-Union	調査員他2名
	Friedrichshafen/GmbH	
9月19日	国際ウォータースポーツ見本市	調査員他2名
9月21日	JETRO, PARIS	調査員他1名
	フランス政府国土整備・施設・運輸省(海事部門)	
9月22日	フランス標準協会	調査員他1名

#### 4. その他

今回、訪問した政府機関、試験(検査)機関並びに各事業場等には英文で作成した「当協会の概要」等を配布した。

#### 5. 本事業の成果

海外における船用機器等の検査に関する調査研究

フィンランド、スウェーデン、オランダ、ドイツ及びフランスの政府機関並びに製

造事業場等について、検査、型式承認、CEマーキングに関する現地調査及び情報交換を行った結果、各国の検査、型式承認、CEマーキング制度の導入状況、実施状況等の実態を把握することができた。これらの結果については、調査研究報告書等により当会会員及び関係団体に対し広く周知した。